

22 長寿第 2959-4 号
平成 22 年 4 月 9 日

各特別養護老人ホーム設置者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する
利用者負担軽減措置の延長について

このことについて、別添のとおり厚生労働省老健局長及び同介護保険計画課長より正式に通知がありましたのでお知らせします。

この通知を受けて、これまでお知らせしてきたとおり、下記のと通りの取扱いとします。

記

- ・ 利用者負担及び食事負担額軽減措置の取扱いについて

これらの軽減措置は、これまでどおりの内容で、平成 22 年 3 月 31 日より当分の間延長する。

- ・ 軽減措置の認定証の取扱いについて

現在交付している認定証（有効期限が平成 22 年 3 月 31 日）を平成 22 年 6 月 30 日まで有効なものとして取扱うこととする（県内統一した取扱いとします。）。

－ 問合せ先 －

香川県健康福祉部長寿社会対策課

基盤整備グループ 岩本

TEL:087-832-3268

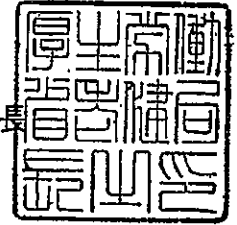


老発 0331 第 1 号

平成 22 年 3 月 31 日

各都道府県知事殿

厚生労働省老健局長



介護保険法施行法の一部を改正する法律の施行について

介護保険法施行法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 16 号）が本日公布、施行されたところであるが、その改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者の方に対して講じられている利用料、居住費及び食費の負担軽減措置は、平成 22 年 3 月 31 日限りで失効することとなっているが、本軽減措置の対象となる方が依然として多数にのぼることから、本軽減措置の終了によって、これらの方の施設利用の継続が困難となることのないよう、本軽減措置を延長するものである。

2 改正の内容

介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した要介護被保険者の方に対して講じられている利用料、居住費及び食費の負担軽減措置について、有効期限を当分の間延長することとしたこと。

3 施行期日

施行期日は公布の日（平成 22 年 3 月 31 日）からであること。

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (九)
- 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律 (一〇)
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律 (一一)
- 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 (一二)
- 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律 (一三)
- 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律 (一四)
- 雇用保険法等の一部を改正する法律 (一五)
- 介護保険法施行法の一部を改正する法律 (一六)
- 北朝鮮当局による拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律 (一七)
- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (一八)

〔政 令〕

- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律 (一九)
- 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律 (二〇)
- 国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律 (二一)
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令 (六九)
- 国家公務員退職手当法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令 (七〇)
- 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (七一)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令 (七二)
- 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (七三)
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (七四)
- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令 (七五)
- 平成二十二年度における児童手当法及び平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令 (七六)

〔省 令〕

- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令 (七七)
- 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (七八)
- 国土審議会令及び国土調査法施行令の一部を改正する政令 (七九)
- 地方自治法施行規則の一部を改正する省令 (総務三五)
- 市町村の合併の特例等に関する法律施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同三六)
- 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令 (同三七)
- 地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令 (総務・財務一)
- 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令 (外務五)
- 在外公館に勤務する外務公務員の休暇制度に関する省令の一部を改正する省令 (同六)
- 関税法施行規則の一部を改正する省令 (財務一七)
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (厚生労働五〇)

〔告 示〕

- 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則 (同五一)
- 海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令の一部を改正する省令 (農林水産一七)
- 認可地縁団体が解散前の特定一般社団法人又は特定一般財団法人と同一性を有すると認められるものとして総務大臣が定める基準 (総務二二七)
- 自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針を廃止する件 (同二八)
- 輸入数量に基づく特別緊急関係の平成二十二年度における輸入基準数量を定める件 (財務一一八)
- 生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十二年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量を定める件 (同一九)
- 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十二年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十二年度における輸入基準数量を定める件 (同二〇)

(以下次のページへ続く)
本日公布された法令の「あまし」は、次のページに掲載されています。

8 施行期日
この法律は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、法律の有効期限に関する規定については、公布の日から施行することとした。

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第二十一号）（法務省）
1 判事の員数を六五人増加することとした。（第一一条関係）
2 判事補の員数を二〇人減少することとした。（第二一条関係）
3 この法律は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第二十二号）（内閣府本府）
1 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年延長し、平成二十二年三月三十一日までとする（附則第一一条第二項関係）
2 関係都道府県知事による地震対策緊急整備事業計画の策定の義務付けを廃止することとした。（第二一条第一項関係）
3 公立の小中学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の校舎の補強で、地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準に該当する校舎に係るものについて、改正前は二分の一とされていた国の負担割合を三分の二とすることとした。（別表第一関係）
4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（法律第二十三号）（財務省）
1 暫定関税率等の適用期限の延長等
平成二十二年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を一年延長する等所要の改正を行うこととした。（関税暫定措置法第二二条及び第七条の三、第七条の六等関係）

2 水際取締り強化等のための罰則水準の見直し
（一）輸出してはならない貨物を輸出する罪、輸入してはならない貨物を保税地域に置く及び輸入に係る罰則水準を引き上げることとした。（関税法第一〇八条の四、第一〇九条及び第一〇九条の二関係）
（二）関税を免れる等の罪に係る罰則水準を引き上げることとした。（関税法第一一〇条関係）
（三）密輸貨物の運搬等をする罪に係る罰則水準を引き上げることとした。（関税法第一二二条関係）
3 関定事業者（AEO）制度の整備
保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出及び認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出に係る規定を整備することとした。（関税法第五二条の二及び第七九条の三関係）
4 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律（法律第二十四号）（財務省）
1 株式会社日本政策金融公庫の目的及び国際協力銀行の業務の範囲に、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進することを追加することとした。
2 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律（法律第二十五号）（厚生労働省）
1 一般被保険者の要件の見直し
雇用保険の適用除外の範囲を三一年以上雇用されることが見込まれないこと等とする（第六六条関係）
2 一般被保険者の要件の見直しに伴う改正
（一）被保険者であった者、季節的に雇用される者のうち次のいずれにも該当しないもの（日雇労働被保険者を除く）を短期雇用特別被保険者とするものとした。（第三八条関係）
（二）四箇月以内の期間を定めて雇用される者

（一）一週間の所定労働時間が二〇時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数未満である者
（二）日雇労働される者又は三〇日以内の期間を定めて雇用される者が、同一の事業主の適用事業に継続して三、日以上雇用されたときは、公共職業安定所長の認可を受けた場合を除き、日雇労働者に該当しないこととした。（第四二条及び第四三条関係）
3 特別対象者に係る特例
事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入とされた者について、一年以上の期間に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された場合には、事業主が届出を行わなかったことにより所定給付日数が短くなる不利益が生じないようにするため、現行制度において、期及可能な二年を超えて遡及して適用できることとした。（第一四四条及び第一二二条関係）
二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律
1 特別納付保険料の納付等
二年を超える期及適用の対象となった者を雇用していた事業主が、事業開始時に必要な保険関係成立の届出を行っていなかった場合には、保険料の徴収時期である二年経過後においても、保険料を納付できることとし、厚生労働大臣はその納付を勧奨することとした。（第二六六条関係）
2 雇用保険中に関する暫定措置
現下の雇用失業情勢に対応した雇用対策の実施に必要な財源を確保するため、平成二十二年における雇用保険二事業の保険料率については、弾力条項の規定は適用せず、原則の千分の三・五とすることとした。（附則第一一条関係）
三 特別会計に関する法律の一部改正関係
雇用保険二事業の安定的な運営を確保するために、雇用調整助成金等のために必要な額について、失業等給付に係る積立金を使用することができるとする暫定措置を定めることとした。（附則第二〇条の三関係）
四 この法律は、一部の規定を除き、平成二十二年四月一日から施行することとした。

◇北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律（法律第二十七号）（内閣官庁）
1 罰は、北朝鮮当局によって拉致された被害者であつて帰国したもの及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等（以下「帰国被害者等」という。）が本邦に永住する場合に、当該帰国被害者等に対し、内閣府が定めることにより、これらの者の自立を促進し、生活基盤の再建又は帰国に資するため、拉致被害者等給付金を一〇年を限度として、毎月、支給することとした。（第五一条第一項関係）
2 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇介護保険法施行法の一部を改正する法律（法律第二十六号）（厚生労働省）
1 介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別介護老人ホームに入所した要介護被保険者に対して満じられている施設介護サービス費等に係る経過措置について当該経過措置の期間を二分の期間延長することとした。（第一三三一条関係）
2 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（法律第二十八号）（文部科学省）
1 総則
（一）目的
この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとする（第二一条）により、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする（第三一条）
（二）定義
この法律における「高等学校等」、「公立高等学校」及び「私立高等学校等」を定義することとした。（第二一条関係）

（一）一週間の所定労働時間が二〇時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満である者
（二）日雇労働される者又は三〇日以内の期間を定めて雇用される者が、同一の事業主の適用事業に継続して三、日以上雇用されたときは、公共職業安定所長の認可を受けた場合を除き、日雇労働者に該当しないこととした。（第四二条及び第四三条関係）
3 特別対象者に係る特例
事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入とされた者について、一年以上の期間に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された場合には、事業主が届出を行わなかったことにより所定給付日数が短くなる不利益が生じないようにするため、現行制度において、期及可能な二年を超えて遡及して適用できることとした。（第一四四条及び第一二二条関係）
二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律
1 特別納付保険料の納付等
二年を超える期及適用の対象となった者を雇用していた事業主が、事業開始時に必要な保険関係成立の届出を行っていなかった場合には、保険料の徴収時期である二年経過後においても、保険料を納付できることとし、厚生労働大臣はその納付を勧奨することとした。（第二六六条関係）
2 雇用保険中に関する暫定措置
現下の雇用失業情勢に対応した雇用対策の実施に必要な財源を確保するため、平成二十二年における雇用保険二事業の保険料率については、弾力条項の規定は適用せず、原則の千分の三・五とすることとした。（附則第一一条関係）
三 特別会計に関する法律の一部改正関係
雇用保険二事業の安定的な運営を確保するために、雇用調整助成金等のために必要な額について、失業等給付に係る積立金を使用することができるとする暫定措置を定めることとした。（附則第二〇条の三関係）
四 この法律は、一部の規定を除き、平成二十二年四月一日から施行することとした。

（一）一週間の所定労働時間が二〇時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満である者
（二）日雇労働される者又は三〇日以内の期間を定めて雇用される者が、同一の事業主の適用事業に継続して三、日以上雇用されたときは、公共職業安定所長の認可を受けた場合を除き、日雇労働者に該当しないこととした。（第四二条及び第四三条関係）
3 特別対象者に係る特例
事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入とされた者について、一年以上の期間に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された場合には、事業主が届出を行わなかったことにより所定給付日数が短くなる不利益が生じないようにするため、現行制度において、期及可能な二年を超えて遡及して適用できることとした。（第一四四条及び第一二二条関係）
二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律
1 特別納付保険料の納付等
二年を超える期及適用の対象となった者を雇用していた事業主が、事業開始時に必要な保険関係成立の届出を行っていなかった場合には、保険料の徴収時期である二年経過後においても、保険料を納付できることとし、厚生労働大臣はその納付を勧奨することとした。（第二六六条関係）
2 雇用保険中に関する暫定措置
現下の雇用失業情勢に対応した雇用対策の実施に必要な財源を確保するため、平成二十二年における雇用保険二事業の保険料率については、弾力条項の規定は適用せず、原則の千分の三・五とすることとした。（附則第一一条関係）
三 特別会計に関する法律の一部改正関係
雇用保険二事業の安定的な運営を確保するために、雇用調整助成金等のために必要な額について、失業等給付に係る積立金を使用することができるとする暫定措置を定めることとした。（附則第二〇条の三関係）
四 この法律は、一部の規定を除き、平成二十二年四月一日から施行することとした。

(適用除外に関する経過措置)
第二十一条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)前に被保険者となり、かつ、引き続き施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、第一条の規定による改正後の雇用保険法(附則第四条において「新法」といふ)第六十二条号から第五号までの規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

(短期雇用特別被保険者に関する経過措置)
第二十三条 第一条の規定による改正前の雇用保険法第三十二条第一項の規定による短期雇用特別被保険者であつて、離職の日が施行日前であるもの及び施行日以降引き続き同一の事業主の適用事業に雇用され離職したものに對する特別一時金の支給については、なお従前の例による。(被保険者期間及び算定基礎期間に関する経過措置)
第二十四条 新法第十四条第二項第一号及び第二十二條第五項の規定は、離職の日が附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後である者について適用する。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第二十五条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。
第十二条の三第三項中「第二十八條、第二十九條、第三十條」を「第二十七條、第二十九條、第三十條」に改める。
第三十一条第二項第三号中「第二十六條第二項」を「第二十七條第二項」に改め、同条第二項ただし書中「第二十二條の二第四項」を「第二十二條の二第三項」に改め、同条第四項中「第二十六條、第二十八條、第二十九條」を「第二十七條、第二十九條、第三十條」に改める。
(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)
第六條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第七條第二号中「第二十七條」を「第二十八條」に改める。
(国家公務員退職手当法の一部改正)
第七條 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第十條第六項及び第七項中「第三十八條第一項各号のいずれか」を「第三十八條第一項に規定する短期雇用特別被保険者」に改め、同条第十項及び第十一項中「第五十六條の二」を「第五十六條の三」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)
第八條 施行日前に国家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ)であつた者であつて、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であつて、施行日以降引き続き職員であるもの對する前条の規定による改正後の同法第十條第六項及び第七項の規定の適用については、なお従前の例による。
(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第九條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第十九條第三項中「第二十六條から第二十九條まで」を「第二十七條から第三十條まで」に改め、同項の表附則第十二條の項中「第二十七條第一項」を「第二十八條第一項」に改める。
(貸金の支払の確保等に関する法律の一部改正)
第十條 貸金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第八條第三項中「第二十六條」を「第二十七條」に改める。
(石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正)
第十一條 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の一部を次のように改正する。
第三十八條第一項中「第二十六條から第二十九條まで」を「第二十七條から第三十條まで」に改め、同項の表附則第十二條の項中「第二十七條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同条第三項中「第二十六條第三項」を「第二十七條第三項」に改める。
第六十六條第四項中「第二十六條」を「第二十七條」に「第二十八條、第二十九條」を「第二十九條、第三十條」に改める。

(社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十二條 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
附則第二條中「第二十七條第一項」を「第二十八條第一項」に改める。
(罰則に関する経過措置)
第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣 原口 博
財務大臣 菅 直人
厚生労働大臣 長妻 昭
環境大臣 小沢 鋭仁
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
介護保険法施行法の一部を改正する法律
介護保険法施行法(平成九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第十三條第三項中「施行日から起算して十年間に限り」を「当分の間」に改め、同条第五項中「平成十七年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に限り」を「当分の間」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 長妻 昭
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十七号
北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に關する法律の一部を改正する法律をここに公布する。
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第十八号
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に關する法律
御名 御座
平成二十二年三月三十一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫



老介発 0331 第 1 号

平成 22 年 3 月 31 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長



旧措置入所者に係る利用者負担の減免を証する書面の有効期限について

介護保険法施行法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 16 号）が本日公布、施行されたところである。

介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）第 13 条に規定する旧措置入所者に係る利用者負担の減免を証する書面の有効期限の取扱いについては、「高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について」（平成 17 年 9 月 8 日老介第 1 号厚生労働省老健局介護保険課長通知）においてお示ししているが、平成 22 年度における取扱いの特例については下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

平成 21 年度に市町村が交付した旧措置入所者の介護保険特定負担限度額認定証及び介護保険利用者負担額減額・免除等認定証において、改正前の介護保険法施行法第 13 条に規定する経過措置期間の終了を見込み、有効期限の記載を平成 22 年 3 月 31 日までとしている場合であっても、旧措置入所者に係る認定証については、平成 22 年 6 月 30 日まで有効なものとして取り扱って差し支えないこととする。